

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立琵琶湖漕艇場	
所管課	文化スポーツ部スポーツ課	
現行指定管理者	(公財)滋賀県スポーツ協会	
設置年月	昭和46年4月	
所在地	大津市玉野浦6-1	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施設概要	敷地面積: 1,803.00㎡ 建築面積: 313㎡ 延床面積: 452㎡ 専有面積: 253,863.00㎡ 施設内容: <ポートコース> B級公認 1,000m 6コース <カヌーコース> 9コース 管理棟 会議室、更衣室、シャワー室等 艇庫棟 74艇保有  ※上記の建築面積・延床面積については仮設施設に関するものであるが、面積については若干の変更の可能性はある。	
管理経費(令1見込額)	39,790,000円	
財源内訳	利用料金収入(令1見込額)	8,250,000円
	指定管理料(令1予算額)	31,099,000円
	その他収入(令1見込額)	441,000円
指定管理者制度選考方針	経過	平成18年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H18.4.1~H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H23.4.1~H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を公募、期間は3年間(H28.4.1~H31.3.31) 平成30年度に指定管理者を非公募、期間は1年間(H31.4.1~H32.3.31)
	方針	琵琶湖漕艇場は、設置から48年が経過し、老朽化が著しいことから、令和元年11月から改築工事を行うこととしており、工事期間中は仮設による運営となる。 そのため、令和元年度については、仮設運営期間中における円滑かつ安全な運営を確保するため、非公募により選定したところ。 令和2年度についても、仮設での運営期間が残ることから、非公募により指定管理者を選定することとする。 なお、指定管理期間については、新施設開設後も含めた年間を通じて円滑な運営を図るとともに、スポーツの普及振興事業を効果的に実施する観点から、1年間とする。
	募集方法	非公募
	指定単位	単独
	指定期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間
備考	ネーミングライツの導入	